

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

基本目標 1		高齢者を地域で支える環境づくり			
施策の展開方向 1-1		高齢者の総合支援体制の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 高齢者生活支援センターを市内4か所に設置。保健福祉センター内に総合相談窓口やその他の相談事業を整備。	A 総合相談支援事業の推進	90 資料P.3	① 介護保険の認定申請や施設利用に関すること、保健・医療・福祉サービス、ボランティアの利用など、高齢者や家族からのさまざまな相談に応じ、必要なサービスの適切な利用を支援する。 ② 介護保険サービス以外の生活支援サービスと連携を図り、介護支援の充実を図る。	①②高齢者生活支援センターに入る相談内容は、「介護保険に関すること」が27.6%を占める他、「健康(保健・医療)に関すること」、「地域資源に関すること」、「認知症に関すること」等多岐にわたり、高齢者の総合相談の機能を果たしている。今後は介護予防を含め裾野を広げていくことが必要。	B
(課題) 今後は医療と介護保険事業関係機関が連携し支援体制を整備する。	B 医療・介護連携の推進	90	① 医療機関、診療所、ケアマネジャーなど支援者が連携し、病院から在宅等への移行をスムーズに行うための退院支援に努める。 ② 介護サービス事業者や訪問看護ステーション、医療機関、民生児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア等の関係機関との連携の強化。 ③ 福祉現場と医療現場の課題と対応策を協議するため、市立芦屋病院との情報交換会を定期的に実施。 ④ 地域発信型ネットワークを通じて医療と介護の連携を強化。 ⑤ 医療・介護連携の具体的な取り組みを進めるため医師会、歯科医師会、薬剤師会と高齢者生活支援センターやケアマネジャー等との定期的な交流を実施。 ⑥ 医療関係者と介護保険事業関係者による、市内の在宅医療提供体制等の課題抽出を目的とした会議体を運営し、在宅医療と介護保険の連携基盤について検討。	①②⑥市立芦屋病院の地域連携室で入退院支援や外来医療相談を実施している。また、「(仮称)在宅医療・介護連携支援センター」の平成28年度開設に向けて、医師会、高齢者生活支援センター、芦屋健康福祉事務所等の協議の場を設け、準備を進めた。 ③今年度から開始した市内3病院の連絡会に参加。 ④地域発信型ネットワークの会議への医師、薬剤師等の参加を通じて、地域住民、専門職の関係づくり、課題の共有を行った。 ⑤医師・ケアマネジャー等多職種参加の認知症研修会・交流会や、芦屋病院の医療系研修会へのケアマネ参加、芦屋病院医師がケアマネジャー向け研修の講師を務めるなど、随時交流が図られている。また、地域ケア会議等に医療従事者の参画を得て在宅での連携を図り地域包括ケアに向けた取り組みを進めた。	B
	C 相談窓口における連携強化	90	① 高齢者生活支援センター、権利擁護支援センター、障がい者相談支援事業、障がい者基幹相談支援センター、市役所窓口による相談内容の共有化など、横断的な連携体制の確立に取り組む。	①市の窓口で相談を受け、各支援機関につなぐ際に、連携し、相談者の負担にならないよう配慮するとともに、情報を共有することで相談者に適切に対応できるよう心掛けた。	B
施策の展開方向 1-2		高齢者生活支援センターの機能強化			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 高齢者生活支援センターに3職種に加え、「スーパーバイザー」を配置。「基幹的業務担当」が各センターの質的向上を図っている。	A 高齢者生活支援センターの体制強化のための方策	91	① 高齢者生活支援センターの機能強化や職員のスキルアップを図るため、精道高齢者生活支援センターに配置している基幹担当を2名配置、体制を強化する。 ② 高齢者支援に関わる社会資源等(既存サービス、担い手、住民ニーズ)を把握し、地域ごとに必要なサービスを計画的に整備するため、高齢者生活支援センターによる地区診断の実施支援。 ③ 介護サービス事業者、訪問看護ステーション、医療機関、民生児童委員、芦屋健康福祉事務所、ボランティア、住民組織との連携により、活動内容の充実を目指す。 ④ 新しい総合事業創設に対応するため、高齢者生活支援センターの職員に対して、地区診断や地域福祉の推進方法、生活支援サービス等に関するスキルアップを図る。	①平成27年4月より基幹型を2名配置している。 ②地区診断をどのように行うか検討中。 ③④支援センターの職員の資質の向上をめざすことを課題とし、研修や連絡会の参加を機会あることに促す。	B
(課題) 今後地域包括ケアシステムの構築のため新たな事業を展開。センターの機能に応じた柔軟な人員体制や職員のスキルアップが必要。	B 包括的・継続的ケアマネジメントの推進	92	① 高齢者生活支援センター職員による事業所訪問や交流会等を開催し、ケアマネジャーが高齢者生活支援センターに相談しやすい環境整備に努める。 ② ケアマネジャーが個々では解決できない支援困難事例への助言指導や、介護保険サービスの利用者からの苦情相談等に的確に対応できるよう、ケアマネジャーの資質や専門性の向上を目的とした研修を充実するとともに、地域ケア会議における関係者の共通理解と対応の向上を図る。	①②高齢者生活支援センターでケアマネジャーからの相談を受け付けている。ケアマネジャーが支援センターに相談しやすい環境を整えるため、各センターで事業所訪問やケアマネジャー・民生委員等交流会を企画・開催。27年度はケアマネジャーを対象とする対人援助の連続講座を実施。小地域福祉ブロック会議に、市職員、高齢者生活支援センター担当者が出席。	B
	C 高齢者生活支援センターの効果的な運営支援	92	① 高齢者生活支援センターの運営に関する継続的な点検・評価の強化を支援し、適切な情報公開に向けての準備を進める。 ② 高齢者生活支援センターが管轄する地域における「人口動態」「社会資源」「緊急災害時要援護者台帳」等の基礎データの提供。	①各センターの事務調査を実施するとともに、センターの自己評価について評価項目を見直した。 ②必要なデータは随時提供している。総合事業に向けて適切な地区診断を求めている。	B
	D 地域ケア会議の運営管理(PDCA)の向上	92	① 芦屋市地域ケア会議設置運営ガイドラインに基づいた、地域ケア会議の運営。 ② 地域ケア会議等で地域課題を把握し、芦屋市地域発信型ネットワークを通じて、地域にフィードバックする等地域との連携を図る。 ③ 個別の課題から地域づくりや社会資源の開発、政策形成につなげるための仕組み(PDCAサイクル)を確立。	①ガイドラインに基づき、各センター実施している。 ②地域ケア会議の地域での意義について認識してもらえよう努めた。 ③地域の特性を生かした連携体制に努めたが、PDCAの確立には至らず。	B
	E 高齢者生活支援センターの周知	92	① 市の広報紙やホームページ、パンフレットの活用など、多様な方法による継続的な周知。 ② 高齢者生活支援センターの役割や機能を誰もが知ることができるよう、地域の掲示板、医療機関、薬局、商店等生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知の実施。 ③ 地域への積極的な情報提供や、住民組織等との交流や連携をより一層強化し、地域の身近な相談窓口としてのイメージの定着を図る。 ④ 保健福祉センターで開催するあしや保健福祉フェア等の行事でのPR活動を充実し、高齢者生活支援センターの知名度向上を図る。	① 継続的に周知に努めた。 ②チラシの作成を行った。 ③ 市役所が受けた出前講座の講師として出張した(7回)。認知症サポーター養成講座開催時に周知した。(全32回開催) ④ 保健福祉センターで開催されたあしや保健福祉フェア(7月25日)でPR活動を実施した。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 1-3	芦屋市地域発信型ネットワークの充実				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 地域発信型ネットワークに社会福祉協議会と高齢者生活支援センターで取り組んでいる。「救急医療情報キット」は全市的な広がりを見せている。 現在小学校区単位の「小地域福祉ブロック会議」と「中学校区福祉ネットワーク会議」が設置され市民と専門職と行政が協働して課題に取り組んでいる。	A 小地域福祉ブロック会議の充実	95	① 自治会等の地域住民, 民生児童委員, 福祉推進委員, 老人クラブなど地域活動に関するネットワークをより強化し, 地域の方々と共に考え, 社会資源を活用した地域づくりを行う体制づくりの推進。	①地域の共通課題を整理し, 解決に結び付けられるよう, 平成25年にネットワークの各会議体の機能を整理し, ネットワーク改編を行った。26年度から改編後の小地域福祉ブロック会議を各地区にて開催し, 各地域とも課題となっている認知症高齢者を地域で支えるための取組等を協議し, 活動を具現化した。27年度も引き続き地域課題の解決に向けた具体的な取組みが提案, 実行された。	B
(課題) 高齢者生活支援センターが担う「地域ケア会議」を活性化させネットワークの充実を目指す。	B 中学校区福祉ネットワーク会議の充実	95	① 生活圏域における課題の共有, 対応策の検討, 情報の集約。 ② 地域ケア会議との連携を図り, 自立支援協議会実務者会や要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議と連動し, 個別支援から抽出された共通する地域課題について共有, 検討。	①ネットワーク改編後, 中学校区福祉ネットワーク会議として運営。小地域福祉ブロック会議の取組・課題の共有と, 中学校区福祉ネットワーク会議の役割について参加者の共通認識を得るための会議の開催方法を検討し, グループワーク方式の採用や資料の見易さの工夫などを行った。 ②社会福祉協議会や高齢者生活支援センター等専門職が, 支援を実施する中で地域住民の協力を得たいことについて, 具体事例を共有し解決策について検討した。	B
	C 地域ケア会議による「地域包括ケア」の推進に向けた幅広い分野との連携強化	95 資料P.6	① 課題が複雑化したいわゆる困難事例の処遇検討や, 関係者への対応方法に関する情報提供を含め, 個別支援から抽出された共通課題や地域課題について, 中学校区福祉ネットワーク会議と連携して解決策を検討し, 本市における地域包括ケア推進の中核的な会議体として機能するよう保健・医療・福祉・介護等の関係機関との連携の強化。 ② 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」との連携による本市における高齢者の権利擁護支援体制の強化。	①②地域の複合的な課題を抽出し, 多職種の連携, 医療と介護の連携を図った。単なるサービスの提供に終わらず, 個人の権利擁護に踏み込めるような地域包括ケアの取組みに努力した。	B
	D 高齢者セーフティネットの整備	95 資料P.8	① 高齢者の緊急時の安全確保と不安解消を目的として, 小地域福祉ブロック会議(旧小地域ブロック連絡会)の地域の取り組みから全市域に広がった「救急医療情報キット」の普及・啓発についての取り組みを継続。 ② 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング等)に居住する高齢者を対象に, 生活支援員(LSA)を派遣する高齢者住宅等安心確保事業と地域での見守り事業等との連携について検討。 ③ 災害復興住宅に居住する高齢者を対象に高齢者世帯支援員(SCS)が訪問や交流を行う高齢者自立支援ひろば事業に代わる取り組みとして, 地域発信型ネットワークにおいて培ってきた地域における既存の取り組みを活かし, 支援対象者の見守りや交流が図られるよう検討。 ④ 高齢者生活支援センターを中心とした高齢者の把握, 老人クラブや民生児童委員等の地域住民や地域団体等による声かけや訪問など, 多様な活動を促進。 ⑤ 民生児童委員の活動により作成した緊急・災害時要援護者台帳について関係機関との連携による継続的な更新方法の検討とともに, 個人情報の保護に留意した上で, 消防, 高齢者生活支援センター, 社会福祉協議会, 自治会, 自主防災会等の幅広い分野での活用や共有。	①継続して希望者・団体に配布している。また, 平成28年度から市のイベントでブースを設けて配布するために社会福祉協議会と調整を行った。 ② 毎月生活支援員(LSA)と情報交換会を実施し, また, 委託先と全市的な取り組みについて意見交換を行った。 ③ 引き続き継続実施した。今後の取り組みについては, 高齢者自立支援ひろば事業から「地域見守りネット」等の見守り事業や「高齢者生きがい活動通所支援事業」等の健康作り・コミュニティ作りの事業に移行し, 事業を市全域で充実させていく。 ④ 各機関や団体が活動を継続実施。 ⑤ 緊急・災害時要援護者台帳について自治会, 自主防災会等に説明会を行い個別避難支援計画を策定する方向で協議中。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 1-4		地域での見守り体制の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 1人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、要介護認定者も増加している。多くの高齢者は地域活動に参加していない方も多く周囲の地縁団体等が地域の見守り活動を実施している。 平成26年度から協力事業者による地域見守りネット事業を開始した。</p> <p>(課題) 今後は見守り事業の一層の推進と住民主体の見守り活動の体制強化が必要。地域活動の担い手を掘り起し元気な高齢者も参加しやすい環境整備が必要。</p>	A 日常的な見守り体制の整備, 充実	97 資料P.8	<p>① 民生児童委員による緊急・災害時要援護者台帳を活用した地域の見守り活動や自治会, 住民, ボランティア等の住民主体の見守り活動を支援するとともに体制を整備する。</p> <p>② 地域人材を発掘し, 住民活動の担い手を育成して, ニーズに合った活動環境の整備に努める。</p> <p>③ 定期的な安否確認・緊急対応の充実を図る。</p> <p>④ 社会資源を活用した「地域見まもりネット」の充実を図る。</p> <p>⑤ 住民主体による地域における認知症見まもりネットワークを構築し, 活動に対する支援を実施。</p> <p>⑥ ひとり暮らし高齢者等に対する老人クラブによる友愛訪問や見守り活動の促進。</p>	<p>① 緊急・災害時要援護者台帳について自治会, 自主防災会等に説明会を行い個別避難支援計画を策定する方向で協議中。 民生児童委員の協力により, 台帳の情報更新, 要援護者の見守り等を行っている。</p> <p>② 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動を通じて担い手の発掘をおこなった。また, 保健福祉フェアにおいて「地域福祉アクションアワード」を開催し住民活動の優れた取組の発表を行い住民活動参加の意識の醸成を図った。また, 『第5回市民が創る福祉プロジェクト展 認知症にやわしいわがまち芦屋をめざして』を開催し, 認知症に関する講話等を行い, 認知症に関する知識の普及・啓発を行うことで, 地域の見守り体制の強化を図った。</p> <p>③ 関係課と協力しながら啓発に努めている。</p> <p>④ 「地域見まもりネット」の参加事業者の増加に努めている。(平成28年3月31日現在132事業所)</p> <p>⑤ 老人クラブ, 自治会, 福祉団体等の日常活動の中で見守りネットワークを構築した。</p> <p>⑥ 老人クラブが活動推進強化事業として取り組んでいる。</p>	B
	B 地域間の連携と情報共有の仕組みの構築	98	<p>① 地域発信型ネットワーク会議での小地域福祉ブロック(地区)間の連携と情報共有を強化し, 認知症高齢者の徘徊等, 地域の横断的な課題解決に努める。</p>	<p>① 地域発信型ネットワーク会議を契機に認知症サポーター養成講座の地域での開催や, 高齢者施設の喫茶等スペースを活用した定期的なコミュニティカフェ, 地域の資源マップ作成等の取組につながった。また, 地域での取組を他地域へ紹介するなど情報共有に努めた。</p>	B
施策の展開方向 1-5		高齢者の権利擁護支援の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 権利擁護支援センターは, 相談から支援までを総合的に行っているが十分に周知されていない。</p> <p>(課題) 高齢者の権利侵害に当たる高齢者虐待に関する対応は, 家族単位の支援が不可欠で早期発見と相談窓口につなぐ地域の協力が必要。今後は「権利擁護」の啓発と「成年後見制度」の周知が必要</p>	A 相談体制の充実及び関係機関との連携	100	<p>① 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センターの連携強化による権利擁護支援の充実を図る。</p> <p>② 高齢者の権利侵害への対応について, 協働で課題を解決する取り組みを推進するためにトータルサポートの仕組みを通じて, 市役所内の連携を強化するとともに関係機関や地域等との連携を推進。</p>	<p>① 権利擁護専門相談の活用など, 日頃から両センターで連携し, 相談支援を行っている。</p> <p>② 虐待対応マニュアルに基づき, トータルサポート係担当者がコアメンバー会議等に出席し, 必要に応じ, 関係機関等との連携推進に取り組んだ。</p>	B
	B 権利擁護に関する情報提供の強化	100	<p>① 権利擁護支援センターと高齢者生活支援センターの効果的な周知。</p> <p>② 権利擁護意識を醸成(広報紙やビデオなどの活用)。</p> <p>③ 福祉サービス等利用援助事業や成年後見制度の利用について, 普及啓発を強化。</p>	<p>① 各センターのリーフレット等の配布。</p> <p>② ③ 権利擁護支援者養成研修の実施や, 出前講座を行い権利擁護意識の醸成に取り組んだ。</p> <p>③ 権利擁護支援センターにおいて成年後見に関するリーフレットを作成, 配布。</p>	B
	C 権利擁護支援システムの構築	100	<p>① 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」において高齢者の権利を守るための具体的な支援策を検討。</p> <p>② 地域における権利擁護支援の担い手(第三者後見人など)の養成と活動の場の拡充を図る。</p> <p>③ 権利擁護の普及啓発や地域での見守り, 権利侵害の早期発見機能の向上を目指す。</p>	<p>① 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会において, 議題のひとつとして「虐待ケースモニタリング会議の在り方」を取上げ, 支援を展開するうえでの効果的なモニタリング会議について検討を行った。また, プロジェクトチームの設置により, 市民後見人推薦システムの構築に取り組んでいる(28年度も継続実施)。</p> <p>② 権利擁護支援者養成研修を実施し, 14名が受講。</p> <p>③ 社会福祉協議会と協働で, 地域の会議体にて「権利擁護」のワークショップを行い, 地域住民の「権利擁護」の理解を深め, 近隣住民の変化に気づいて適切な機関につなぐことで, 支援が必要な人の課題の重症化予防が可能であることを普及・啓発している。</p>	B
	D 権利擁護の意識を高める取り組みの推進	100	<p>① 関係機関や専門職員の知識の習得や啓発の促進。</p> <p>② 権利侵害や虐待防止を目的とした本人や家族, 地域市民への啓発。</p>	<p>① 虐待対応について理解を深めるための研修を, 関係機関や行政職員向けに計5回実施した。</p> <p>② 上記②③や出前講座等の場を活用し啓発を行った。</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 1-6		認知症高齢者への支援体制の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 認知症施策が重要な課題の中、講演会、出前講座等啓発や情報提供を行ってきた。「認知症サポーター養成講座」は受講者が増え、ステップアップにもつながっている。 認知症予防の取り組み、地域密着型サービスの基盤整備を実施した。	A 認知症に関する正しい知識の普及・啓発	102	① 市民や市職員を対象とした認知症の予防、早期発見・早期対応等についての講演会や講習会、出前講座の開催とともに、広報紙による情報提供やパンフレットの作成等による普及啓発を充実し、認知症に対する正しい理解の普及を図る。 ② 保健・医療・福祉関係機関の連携による認知症予防の効果的な啓発。 ③ 認知症高齢者・介護家族を支援する人材を育成するために、認知症サポーター養成講座を継続実施し、年間1,000人のサポーター養成を目指すとともに、講師を担うキャラバン・メイトの養成に努める。	①②高齢者生活支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心となって出前講座や学校で講演を実施。啓発のためのパンフレットの作成も検討中。4センター協働で認知症予防に関するイベントを2回開催した。 ③認知症サポーター養成講座を開催し年間1,126人のサポーターを養成した。ステップアップ講座として、「回想法講座」を2回/年実施。	B
(課題) 今後は「認知症サポーター養成講座」による人材育成、地域での見守り体制の仕組みが必要。	B 認知症支援のためのネットワークの構築	102	① 徘徊高齢者の安全を確保するため、徘徊SOSネットワークを活用。 ② 徘徊SOSネットワークの実効性を高めるため、地域住民や関係機関等のネットワークを活用した認知症徘徊模擬訓練を実施。	①従来あった徘徊高齢者SOSネットワークを活用できるよう検討中。 ②実施を検討するにあたって、情報収集及び関係機関との協議を行った。	C
	C 早期発見、相談体制の充実	102	① 認知症が疑われるかた、認知症高齢者・介護家族を複数の専門職が訪問し、初期の支援を集中的に行うことにより、受診勧奨や自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」の整備の検討。 ② 認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐため、高齢者生活支援センターに認知症地域支援推進員を配置。 ③ 医療機関、高齢者生活支援センターなどとの連携による早期発見の仕組みづくりを行う。 ④ 保健センターの電話相談や健康相談事業において、医師、保健師等専門職による相談を実施し、必要に応じて専門医療機関への紹介を行う。 ⑤ 高齢者生活支援センターや保健福祉センター内の関係機関など相談窓口の充実を図るため、職員を育成するための研修を充実。	①③認知症初期集中支援チームの平成28年度設置に向けて、他市の実践事例報告会や研修等に参加し、業務フロー、チーム員の検討を行う等準備を進めた。 ②認知症地域支援推進員が中心になって認知症予防の研修を実施。また、市内で実施されている認知症カフェ等の活動にも関わる。 ④認知症のリスクを高める生活習慣病に関する相談を、医師の健康相談2回/月、保健師の健康相談・電話相談を随時実施。 診断のできる医療機関や認知症講演会の開催についての問い合わせがあった。 ⑤保健福祉センターでは総合相談連絡会を月1回開催。高齢者生活支援センターでは、対人援助講座を12回実施。	B
	D 認知症ケアパスの作成	103	① 認知症の在宅支援に関わる医療や介護サービスの情報を体系的に整理し、認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を作成する体制を整備。	①認知症地域支援推進委員が積極的に情報を収集し、体系的に整理する方法を検討中。ケアパス体制については、今後協議していく。	C
	E 認知症高齢者や介護家族への支援の充実	103	① 住み慣れた地域で必要なサービスが利用でき、精神的に安定した生活が送れるよう認知症対応型通所介護や小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスを提供する基盤を整備。 ② 認知症高齢者や介護家族を支援する徘徊高齢者家族支援サービス、認知症高齢者見守り支援事業を継続実施するとともに、利用促進を強化。 ③ 振込め詐欺や住宅改修にからむ悪質商法について、被害にあわないよう地域での啓発活動や早期発見のための情報提供を行う。 ④ 若年性認知症や介護家族への支援のための相談窓口を設置し、状態に応じた適切な支援を行うための体制整備を検討。	①介護保険事業計画の目標整備数に基づいた地域密着型サービスの基盤整備の準備を進めた。 ②継続して実施。 ③平成28年度に策定する「消費者教育推進計画」において、高齢者の見守りについて基本施策として位置付けていく。 ④若年性認知症の実態について実態を学ぶとともに課題を整理した。今後相談窓口の設置について協議をしていく。	C
施策の展開方向 1-7		日常生活支援の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 介護保険サービスを補完する一般施策として、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症高齢者等を対象とした各種サービスを実施。特に軽度の方の生活支援の需要が高い。 (課題) 今後高齢者の自立生活や家族介護を支援する観点から新総合事業等との調整を行い、事業の充実に取り組む必要がある。	A 高齢者の自立した生活や家族介護への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	104	① 高齢者の生活、寝たきり高齢者・認知症高齢者、家族介護、住環境整備の支援に向けた各種サービスや事業の対象者、実施内容について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、内容の調整・充実を図る。 ② 新たに創設される介護予防・日常生活支援総合事業に向けた生活支援サービスの充実を検討。	① 高齢者生活支援センターに寄せられる情報を通して、実態を把握し、適切なサービスにつなげている。 ② 平成28年度の生活支援体制整備事業の本格実施に向けて、今年度は精道圏域でモデル的に事業を実施した。また、平成29年度に開始する介護予防・日常生活支援総合事業の福祉部内プロジェクトチームを立ち上げた。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

基本目標 2		社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり			
施策の展開方向 2-1		生きがいづくりの推進			
		・自主的な活動の促進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 高齢者生きがい活動支援通所事業, YO倶楽部, 老人クラブ等の活動があり, 仲間づくりや生きがい活動, 老人福祉の増進に寄与している。	A 老人クラブ, あしやYO倶楽部への活動支援	108	① 活動費の助成を継続するとともに, 活動に役立つメニューの情報を提供。 ② 地域の各種団体やグループとの連携, 自主的な企画運営による参加意欲を促進する事業の展開, リーダーの養成など, 魅力ある活動に向けた取り組みを支援。 ③ 健康づくり, 介護予防関連事業への参加・協力の呼びかけをはじめ, 多様な機関との連携を強化し, 活動の活発化を支援。	① 継続して実施している。(老人クラブ会員数3,021人, YO倶楽部会員数152人) ② 自主的な企画運営を支援するとともに, 理事会や役員会に同席し, 開かれた活動になるよう助言した。 ③ 高齢者スポーツ大会等健康づくり活動の活発化を支援。	B
(課題) 若手の新規参加者が少ないことから活動の周知が必要。 コミュニティ・スクールは地域の小学校を拠点とした活動で今後も継続していく必要がある。 新たな拠点として25年にオープンした「あしや市民活動センター」も今後は団塊の世代向けのメニューが必要。	B ボランティア活動の推進	108	① 社会福祉協議会によるボランティア活動の内容や参加方法に関する情報提供の充実とともに, 市の広報紙等をはじめとする多様な媒体による市民への広報活動を実施。 ② 社会福祉協議会によるボランティア養成講座の充実とともに, 市の保健福祉事業との連携によるボランティア活動の場の拡大を図る。 ③ 社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターのコーディネート機能及び相談体制を強化。	①年4回発行の社協だよりに「ボランティア活動センターコーナー」を設け, ボランティア活動の啓発を図っている。 ②ボランティア体験教室, 養成講座を実施しボランティア発掘・育成に取り組んでいる他, 保健福祉フェアでボランティア体験コーナーとして, 活動の紹介等を行った。 ③ボランティア活動センター職員が, ひょうごボランタリープラザ主催研修の受講や近隣市の連絡会での意見交換を通じて相談, コーディネート機能の強化に努めた。	B
	C コミュニティ・スクールの活動支援	108	① 小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い, 学校を地域社会の核としたコミュニティの創造, 生涯学習の場として, コミュニティ・スクール活動を推進し, 運営に関する費用の助成を実施。	① 引き続き, 世代間交流を意識した事業を積極的に実施できるよう継続して支援を実施。運営に関して助言・助成を行った。 (参考)登録団体数289団体, 活動事業数135事業。	B
	D 市民活動団体の支援とあしや市民活動センター(リードあしや)の活動推進	108	① NPO及びボランティア活動等の地域の課題解決を行う市民活動に関する相談等の事業を行い, 自主的な活動を支援。 ② 市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援事業を行い, 生きがいづくりを推進。 ③ 市民活動に関する情報の収集及び提供を行い, 高齢者が参画しやすい環境づくりを行う。	①平成27年度相談件数は, 241件(前年度189件)と増加しており, 内容としては前年度と同様にNPOの運営に関するものが多く, 自主的な活動を支援している。また, ボランティアをしたいという相談も徐々に増えてきており, ボランティア募集を常時行っている。 ②平成27年度は「新しい世界と縁を広げよう～市民活動の発表と団体間の交流～」というテーマであしや市民活動フェスタを開催し, シニア層の市民活動を充実, 発展させ, すそ野を広げるためのプロジェクトを考えた。また, 定期的に団体交流会を開催し市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援事業を行っており, 生きがいづくりを推進している。 ③活動のための助成金情報など, 市民活動に関する情報の収集及び提供を行っている。また, 芦屋さくらまつりや, あしや秋まつり等のボランティアの活動提供として, 芦屋川カレッジ同期会に呼びかけ, 高齢者が参画しやすい環境づくりを行っている。	B
施策の展開方向 2-1		・生涯学習の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 60歳以上の方を対象とした「芦屋川カレッジ」 「芦屋川カレッジ大学院」を学習の場, 仲間づくりの場として活動が行われている。	A 生涯学習に関する情報提供の充実	109	① 広報紙やホームページを活用した生涯学習に関する情報の提供を強化。 ② 幅広い市民層における学習意欲の高揚を図る。	① 社会教育関係登録団体やコミュニティ・スクール所属の各クラブ等の活動内容をホームページで公開するとともに, 問合せがあった場合には, 活動団体を紹介するなどの対応を行った。また, 出前講座のメニュー等もホームページで公開し, 情報提供に努めた。 ② 美術博物館で子どもから大人まで参加できるワークショップを開催したり, 放課後子ども教室等で異年齢の子どもや大人の交流や活動の場の提供に努めた。	B
(課題) 今後も内容の充実や学習の機会を増やし, 参加しやすい体制を図る必要がある。	B 芦屋川カレッジ, 芦屋川カレッジ大学院の充実	109	① 高齢者のニーズに即した学習内容となるよう, ニーズの把握や企画の調整等を図る。 ② 受講者における修了後の自主的な活動等を支援するために, 必要な情報の提供や他の関係機関との連携を強化。 ③ 受講者が生きがいづくりや地域でリーダーとして活躍できる仕組みを構築。 ④ 地域づくりをテーマとした学習内容を導入し, 地域への貢献や地域活性化等の重要性の啓発を図る。	芦屋川カレッジでは, 毎年110名の新規受講生を受け入れ, 学習意欲を高めるため, 広範囲な分野から高齢者のニーズに即したプログラムを提供し, 修了後の自主的活動(同期会・校友会)につながるよう仕組みづくりをしている。同期会数…21団体, 校友会会員数…730名。 大学院では, 年間テーマに沿って参加型の, より深い学習環境を提供し, 毎年定員(110名)を大きく超える申込みがあり, 希望者を受け入れるための工夫が当面の課題である。	B
	C 公民館講座や講演会などの充実	109	① 定期的な高齢者ニーズの把握による企画内容を充実し, 参加者の増加を図る。	①ほとんどの講座で定員を上回る申込みがあるが, 芦屋川カレッジ以外はリピーターの申込みも可能なため, 応募者のすそ野を広げる必要がある。	B
	D 多様な学習機会の創出	110	① マスコミや博物館との共同企画, 地元に着目した音楽会の開催など, 気軽に参加できる学習機会の充実を図る。 ② 各種メディア等を活用して, 多様な方法による学習機会の創出を検討。	① コミスクやPTA等の他団体と協力して研修会等を実施した他, 公民館や芦屋ユネスコ協会とも協力して, 「平和の鐘を鳴らそう」事業や文化財関連の展示, 講座を実施し, 啓発・学習機会の創出に努めた。 ② ケーブルテレビの特集番組等でイベント紹介を行うなど, 広く周知を図り今後の事業への参加促進に努めた。また, 美術博物館ではツイッターを活用したイベント案内も行った。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 2-1		・スポーツ活動等の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 高齢者のスポーツ活動の取り組みとして、リーダーの発掘と養成を目的とした講習会を開催し、気軽に組み入れるスポーツ活動を勧めている。	A スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実	110	① スポーツリーダー認定講習会、スポーツボランティアバンク(ボランティア登録)を継続実施。 ② 活動内容の広報等による周知や関係機関への呼びかけを強化し、活動機会を拡充。	①スポーツリーダー認定講習会では、三世代を含める「ファミリースポーツ」を推進するため、2年連続で実施した。 ②スポーツリーダー等研修会では、「アスリートのためのスポーツ栄養」を実施するにあたり、スポーツ関係団体に案内を送付したり、ホームページで参加を広く呼びかけたりした。	B
(課題) 今後は広く活動を周知し、健康づくりの支援や仕組みづくりが必要。	B スポーツ・レクリエーション活動の推進	110	① 体力づくり、仲間づくり、生きがいづくりのために、ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業を継続実施し、スポーツの定期的実施率の向上、生涯スポーツの推進を図る。 ② 幅広い関係機関による連携のもと、気軽に参加できるニュースポーツや、世代間の交流もできるファミリースポーツ、レクリエーション活動等の研究に取り組む。	①高齢者へのスポーツ啓発事業として、出前講座による「貯筋運動」や「公式ワナゲ」を随時実施し、普及できた。 ②芦屋市レクリエーションスポーツ協会など、各スポーツ関係団体に呼びかけ、ラジオ体操指導者研修会を開催し、ラジオ体操の資格取得に向けての研修を行った。	B
	C 健康遊具の活用促進	110	① 遊具の更新時に、近隣住民のニーズを把握した上で、ニーズに即した健康遊具の設置に努める。 ② 公園の健康遊具ガイドマップや公園お楽しみガイドブックを周知し、施設の有効活用を図る。	①近隣住民のニーズの把握に努めているが、健康遊具の設置には至っていない。 ②高齢者がよく利用する機関の窓口等で配布を行い、周知を行った。	B
	D スポーツ・レクリエーション施設の充実	111	① 多様なスポーツニーズに応えられるよう、プールやスポーツ公園、体育館、テニスコートなど、既存のスポーツ施設の利便性と快適性の確保に努める。 ② 誰もが気軽に利用できるよう公園やウォーキングコース等の整備、充実について検討。	①スポーツ施設の利便性と快適性を確保するため、利用者ニーズに係る市民アンケート調査やモニタリングなどを実施し、市民サービスの向上に努めている。 ②シーサイドタウン内のランニングコース(ウォーキング含)は、芦屋国際ファンラン実施前に、100mポイントマークを付ける作業をしている。	B
施策の展開方向 2-1		・生きがい活動支援の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 生きがい活動につながる日常生活の楽しみは「趣味」「旅行」等があるが、若年層の高齢者は「働くこと」を楽しみと捉えている。 この意識を高めるため、行政内部の多岐にわたる部署が取り組みを行っており、高齢者部門もバス運賃割引証の発行や、高齢者生きがい活動支援通所事業を行っている。	A 全庁的な生きがい推進体制の充実	112	① 高齢者福祉の分野からみた生きがいづくりだけでなく、健康づくり、社会教育、スポーツ、地域福祉など、各分野で実施されている取り組みが効果的に展開されるよう、高齢者の生きがいづくり事業を行っている部署との意見交換や推進体制を検討。	①継続実施した。	B
(課題) 今後は、多様な関係機関や団体等と連携することが必要。また、幅広い視点から社会参加の促進を継続していくことが必要。	B 生きがいづくりの支援強化	112	① 参加者をより拡充するよう、広報やホームページ等による生きがいづくりへの参加の呼びかけに努める。 ② 各種講座やイベントの情報、サークル・団体等による活動状況など、生きがいづくりに関する総合的な情報提供や相談体制の強化を図る。 ③ 地域における市民活動や各種団体等の地域における市民活動や各種団体等の連携を推進し、地域発信型ネットワークでのインフォーマル支援者の養成につなげる。	① 継続実施した。 ② 継続実施した。 ③ 継続実施した。	B
	C 活動場所の充実	112	① 住民相互のふれあいと自治会の会議等の地域コミュニティ活動を推進する観点から、各地区にある集会所の和室の洋室化やバリアフリー化を進め、老人憩いの場やその他の部屋を生きがいづくりの活動場所として充実を図る。 ② 潮見小学校と朝日ヶ丘小学校の余裕教室を活用した「ゆうゆう倶楽部」について、広報紙等による情報提供や関係機関への呼びかけを行い、多様な団体・グループの活動場所としての活用を図る。	①和室の洋室化については、希望部分はほぼ終えた。机などを使い勝手の良いものに変えたりなどして、生きがいづくりの活動場所として充実を図っている。 ②年に1回登録団体との情報交換の場を持ったり、管理人と情報交換を行い、活用の充実に図っている。	B
	D 高齢者の社会参加を促進するための事業の充実	112	① 高齢者バス運賃助成事業、高齢者生きがい活動支援通所事業など、老人クラブ活動、スポーツ、趣味や文化活動・就労など社会参加の促進を支援する各種事業について、必要な見直しや拡充を行う。	① 高齢者バス運賃助成事業は、正確に利用実態を把握するため、業者に利用分析を依頼した。高齢者生きがい活動支援通所事業は、参加しやすい環境を整え充実させる。	B
施策の展開方向 2-2		就労支援の充実			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 高齢者の就労人数は増加し、また、希望者も多い。 市はシルバー人材センターに運営補助を実施し、また、各種事業を委託している。 高齢者の技能・知識・経験を活かした多岐にわたる活動が行われており会員数、受注額も増加している。	A シルバー人材センターの充実	114	① 市によるシルバー人材センターの運営費補助を継続実施。 ② 高齢者活用子育て支援事業や軽度生活援助事業等の委託を継続実施。 ③ 活動内容のPRによる登録会員の拡大を図るとともに、新規受注事業の拡大に向けた企業や地域への働きかけに努める。 ④ 登録会員を対象とした技能講習等をサポート。 ⑤ シルバーワークプラザで行っているシニアパソコン講座、様々な講習会を開催。 ⑥ 高齢者の就業に関する情報の収集及び調査研究を実施。 ⑦ センターを窓口とした有料職業紹介事業や派遣事業を実施。	①継続実施した。 ②継続実施した。 ③継続実施した。 ④継続実施した。 ⑤会報や広報等で周知している。 ⑥全国的な会議や情報誌で研究している。 ⑦派遣事業を実施した。有料職業紹介事業については事業実施について情報収集及び検討を行った	B
(課題) 今後は、高齢者のニーズに合った職種や就労形態を検討し、就労機会の確保を図ることが必要。	B 高齢者の就労機会の拡充	114	① 地域の実状に応じた多様な「人づくり」により高齢者の潜在力を引き出し、就労機会の拡充を図る。	①高齢者に特化した、就労施策は実施していないが、希望する高齢者が就労に結びつくように随時紹介を行っている。	B
	C 多様な就労の促進	114	① 広報紙やパンフレット等の活用による高齢者雇用に関する助成制度等を周知し、企業への高齢者雇用の啓発を強化。 ② ハローワーク西宮(西宮公共職業安定所)が作成した中高年求人情報を、市役所をはじめ主要な公共施設の窓口で提供し、就職活動を支援。	①(公財)ひょうご産業活性化センターが実施するシニアによる起業支援を随時紹介している。 ②ハローワーク西宮(西宮公共職業安定所)が作成する中高年求人情報は廃止されているが、現在は求人情報に年齢を記載しないなど、高齢者の就業に配慮している。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 2-3		住環境の整備			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 多くの高齢者は住み慣れた在宅での生活を希望している。要介護状態になっても、対応が可能であれば在宅での生活は可能である。現在住宅改造費助成事業を実施しており、分譲共同住宅のバリアフリー改修助成事業も始まった。また、公営住宅は高齢者世帯の優先入居制度がある。</p> <p>(課題) 今後は、良質な住まいを確保する観点から、高齢者向け住宅の確保と相談支援体制、サービス付き高齢者向け住宅を初めとした情報の提供が必要。</p>	A 公営住宅の充実	116	①「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、既存市営住宅の建替えや改修等を計画的に取り組み、高齢者が暮らしやすい住宅を確保。 ② 見守りや相談体制の整備など、入居者の高齢化への対応策を関係機関で検討。 ③ 既存の住宅から公営住宅へ的高齢者の住み替えニーズが高まっていることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要請。	①高齢者対策としては、市営住宅の建替えや改修の際にはバリアフリー化を計画的に取り組み施工している。 ②関係部門との緊急時等の連絡体制等の確認を行った。 高齢者の見守りについては市営住宅の単身高齢者の入居者に対して、平成28年2月にアンケートを実施した。 ③市営住宅の建替え時には、バリアフリー化は必置するとともに、単身の高齢者のニーズが多いことから1DKの住戸タイプを増やしている。 バリアフリー等に関しては、補助メニューについて、ホームページで啓発するなど、実施している。	B
	B 多様な住まいの情報の提供・支援	116	① 高齢者の健康面での不安や身体機能の低下等に対し、シルバーハウジングやコレクティブハウジング、シニア向け住宅、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅などについての情報の提供を行う ② 施設での生活を希望するかについては、有料老人ホームや認知症対応型共同生活介護、老人福祉施設などがあり、その情報の提供に努める。	①市営住宅において、シルバーハウジングについての情報提供は募集要項等に記載している。 ①②介護保険施設のみならず、高齢者の住まいに関する情報を住宅課と共有しながら収集し提供に努めている。	B
	C 住環境整備への支援	116	① 在宅での住まいづくりでは、住宅改造費助成事業(特別型)に加え、住宅改造費助成事業(一般型)を利用できるようにする。住宅改造費助成事業(特別型・一般型)や老人居室整備資金貸付制度や分譲共同住宅共用部分のバリアフリー改修助成事業について広報紙やホームページで周知し、利用促進を図る。	① 住宅改造費助成事業(特別型)に加え、住宅改造費助成事業(一般型)が開始したので周知に努めた(特別型23件、一般型1件) また、集合住宅に対するバリアフリー化に関する助成を行っているが、大規模改修の際に行われることが多いことから、助成申請件数は1件であった。	B
施策の展開方向 2-4		防犯・防災対策と災害時支援体制の整備			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) ”地域の安全は地域自らが守る”との意識のもと、「まちづくり防犯グループ」が結成されている。また、高齢者の身近な相談窓口が予防啓発の事業を実施している。</p> <p>(課題) 今後は、地域コミュニティの更なる活性化を推進し、市民の防犯意識の高揚と活動の活性化を図る必要がある。</p>	A 地域における防犯体制の推進	118	① 地域ぐるみで防犯に取り組めるよう、啓発を行うとともに、ひとり暮らし高齢者等に対する老人クラブによる友愛訪問や見守り活動の促進を図る。 ② 市全域で結成されたまちづくり防犯グループの活動を支援するとともに、活動内容の充実に向けたグループ間での情報交換の場づくりを行う。関係機関によって構成される「生活安全推進連絡会」等を通じ、市民の防犯意識の高揚を図る。	①老人クラブが活動推進強化事業として取り組んでいる。 ②「まちづくり防犯グループ」育成事業補助金を交付した。(延べ32団体) 生活安全活動について関係機関並びに防犯関係団体との連携及び情報交換を目的とし、「生活安全推進連絡会」を実施。(1回/半期)	B
	B 悪質な犯罪からの被害防止	118	① 高齢者等が新たな手口の悪質商法や振込め詐欺などにあわないよう、広報紙や出前講座等で啓発に努める。 ② クーリング・オフ制度などの活用方法、消費生活相談の窓口の周知を強化。 ③ 民生児童委員、地域発信型ネットワーク等を活用した被害の予防や早期発見の仕組み、相談体制について、幅広い関係機関の連携による支援を行う。	①平成28年度に策定する「消費者教育推進計画」において、高齢者の見守りについて基本施策として位置付けていく。 ②消費生活相談員による出前講座などを通じ、消費者問題に関する啓発を継続して実施して行く。 ③民生児童委員の高齢者部会にて勉強会を実施。また、各民生児童委員に高齢者見守りガイドブックを配布し事例紹介や相談ルートの説明を行ったほか、民生児童委員を通じて高齢者に啓発用ちらしやステッカーを配布した。	B
	C 災害時における支援体制の整備	118	① 地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織の全市域での結成を継続して取り組む。 ② 地域防災訓練等へ的高齢者の参加者の拡充に努める。 ③ 緊急・災害時要援護者台帳を継続的に更新し、個人情報保護に留意して障がい福祉、消防、防災などの分野で要援護者台帳の活用や共有を図る。 ④ 要援護者避難支援プランの策定のほか、個別避難支援計画を推進し、要援護者への情報伝達や避難支援・福祉避難所の設置運営などの訓練を実施。 ⑤ 津波や土砂災害・風水害発生時の自主的な避難行動の必要性及び一時避難施設の周知などについて啓発や訓練を実施。	①自主防災会育成事業補助金を交付した。(延べ46団体) ②老人ホーム、老人センター等で出前講座(防災学習)を実施。 ③毎年特定の関係機関には更新した情報を提供し、必要に応じ活用している。 ④避難支援計画策定に向け、地域・団体への説明会を実施。 ⑤ 地域防災訓練時にハザードマップを活用し、津波や土砂災害、風水害発生時の自主的な避難行動の必要性と一時避難施設を周知・啓発を実施。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

基本目標 3	総合的な介護予防の推進				
施策の展開方向 3-1	地域支援事業の推進				
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 介護予防センターでは、マシントレーニングができる環境の整備やグループエクササイズプログラムを提供しており、開設以降、登録者数・利用者数ともに年々増加し、利用者には、運動機能の向上を図ることはもとより、運動や健康について等、共通の話題を通じて、コミュニケーションの場としても活用されている。さらに、高齢者生活支援センターや老人福祉会館等、市内各所で介護予防事業「さわやか教室」を実施。</p>	<p>A 一般介護予防事業の推進</p>	<p>122 資料P4,P9</p>	<p>① 全ての高齢者を対象に、健康教育や健康相談の場を活用して介護予防の普及啓発を行い、高齢者生活支援センターが中心となって、各地域でも介護予防の普及啓発を行う。 ② 閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのあるかたなど、一般介護予防教室に通うことが困難な高齢者を対象とした訪問型介護予防プログラムを継続実施。 ③ 介護予防の重要性を周知し、事業への参加を促す。 ④ 全ての高齢者を対象に、体操や音楽療法、水浴訓練による介護予防事業を継続実施。</p>	<p>①, ③高齢者生活センターが中心となって介護予防に関するパンフレットの作成や配布、講演会の開催、介護予防教室等介護予防事業を実施している。 ②現在実績はなし。 ④全ての高齢者を対象とした「さわやか教室」を市内12か所で実施。体操、口腔ケア・栄養指導、音楽リズム教室、水中ストレッチを行った。</p>	<p>B</p>
<p>(課題) 自主活動グループの発足を支援するなど、より多くの方が継続的な介護予防の取り組みを行えるよう支援する。 市内38か所の公園に設置している健康遊具の有効活用のための普及啓発が必要。</p>	<p>B 介護予防センターの活用促進</p>	<p>122 資料P10</p>	<p>① 介護予防センターの周知に取り組み、自主的な介護予防への取り組みを推進。介護予防センターにおいて、介護予防に関する知識の普及啓発を行う。</p>	<p>①介護予防センターでは、運動トレーナーによるグループエクササイズや、歯科衛生士、管理栄養士による口腔ケア・栄養に関する講座を開催。自由に利用できるマシンも設置し、高齢者の健康づくり利用されている。 7月の保健福祉センターフェアでは介護予防体験教室、グループエクササイズ体験、健康セミナーを実施し、センター事業の周知を図った。</p>	<p>B</p>
<p>平成29年4月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」については、要支援者や介護予防・日常生活支援サービス事業対象者への柔軟な対応と、事業の開始に向けた準備が課題。平成28年度上期までに、事業移行のためのサービスの内容と基準、単価・利用者負担・給付管理、担い手の発掘と育成等、事業開始のための受け皿を整備することが求められる。</p>	<p>C 介護予防事業の評価</p>	<p>122</p>	<p>① より効果的な事業展開が行えるよう、事業の参加状況や実施プロセス、効果などを毎年評価。 ② 介護予防事業の実施主体と高齢者生活支援センターが連携し、事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価。</p>	<p>①事業参加前後の体力測定で効果測定を実施している。 ②11月と3月に介護予防事業担当者会議を開催し、事業での課題や実施プロセスの共有化を図った。</p>	<p>B</p>
<p></p>	<p>D 住民主体の介護予防活動への支援</p>	<p>122</p>	<p>① 高齢者が主体的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、地域活動の情報提供や住民グループの育成と介護予防活動の支援に取り組む。 ② 健康遊具マップを活用し、地域での介護予防活動の実践を推進。</p>	<p>①市民自主活動グループに対するグループ育成支援として「トレーナー派遣事業」を実施している。27年度は26年度からの継続として1グループに実施した。 ②健康遊具マップを高齢者がよく利用する機関の窓口等で配布。</p>	<p>B</p>
<p></p>	<p>E 介護予防ケアマネジメントの推進</p>	<p>123 資料P.4</p>	<p>① 一人ひとりの状態に応じ、自立に向けた介護予防を進めるために、介護予防事業や介護保険サービスの予防給付、他のインフォーマルなサービス等との継続性整合性を図りながら、一貫したサービス体系のもとで介護予防ケアマネジメントを継続実施。</p>	<p>①介護予防ケアマネジメント研修を実施。要支援者のケアプラン作成を行うケアマネは年1回の受講を必須としている。4月に新任者研修を1回実施し、参加者は13人。9月に現任者研修を1回実施し、96名参加。1月に現任者研修を1回実施し、17名参加。 介護予防ケアマネジメントの実績(H28年3月実績)・・・包括906件、居支416件</p>	<p>B</p>
<p></p>	<p>F 介護予防・日常生活支援総合事業の実施にむけた準備・検討</p>	<p>123</p>	<p>① 事業の実施に際し、十分な内容の検討と準備を行う。 ② 訪問型サービス及び通所型サービスにおいて、現行サービス相当でない「多様なサービス」のモデル事業を実施。 ③ モデル事業の結果を踏まえ、実施するサービスの種類、基準、実施方法を検討。 ④ 事業の担い手の発掘・育成を行う。 ⑤ 事業実施に必要なシステム等の給付事務処理方法の検討・準備を行う。 ⑥ 近隣市町と調整しながら、サービス単価の設定を行う。 *平成29年度に事業を開始。</p>	<p>①県主催の研修や、箕面市への視察、市長会の視察研修等への参加等により、移行スケジュールの把握、サービス種別の検討を進めた。 ②④通所型サービスについては、専門職不在の事業形態での実施可能性について検討するため、シルバー人材センターに委託しモデル的に通所型サービスを実施した。 ③⑤⑥平成29年4月の事業開始に向けて、福祉部内プロジェクトチームを立ち上げ、今後のスケジュールの確認、情報共有を行った。</p>	<p>B</p>
<p></p>	<p>G 任意事業の実施</p>	<p>123 資料P.10</p>	<p>介護保険サービスを利用した際の介護給付費の通知や、家族介護への支援など、以下の各事業を地域支援事業の任意事業として継続実施。 ①介護給付等費用適正化事業 ②認知症高齢者見守り支援事業 ③家族介護用品支給事業 ④家族介護慰労事業 ⑤徘徊高齢者家族支援サービス事業 ⑥介護相談員派遣事業</p>	<p>①介護給付費通知を7月と3月に通知 ②継続実施した。 ③継続実施した。 ④継続実施した。 ⑤継続実施した。 ⑥介護相談員の養成及び高齢者施設への派遣を実施(施設数13カ所。1施設あたり2回/月派遣)</p>	<p>B</p>

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 3-2		介護保険サービスによる予防給付			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 今回のアンケート調査で、認定結果に対する満足度について、「やや不満」「不満」と回答した方の割合が、前回調査と比べて減少しており、認定区分に関する理解が浸透してきていると考える。また、適正な審査判定を行うため、市主催の介護認定審査会全体会の開催に取り組み、審査会委員のスキルアップや審査判定の平準化を図った。</p> <p>(課題) 今後も、介護認定審査会における審査手順の共有化、審査手法の平準化を継続的に進める。</p>	A 対象者の選定	128	<p>①「芦屋市介護認定審査会」において、高齢者の状態の維持、改善可能性の観点を踏まえた基準に基づく審査を行い、その結果を踏まえて市が決定。</p> <p>② 認定結果に対する理解を高めるために、要支援1・2の認定区分に関する説明の充実に努める。</p>	<p>①審査会委員のスキルアップ、審査判定の平準化を図るために、4月に新任委員への研修会を実施。</p> <p>②認定結果通知に介護サービスの利用等の案内を同封。</p>	B
	B 介護予防ケアマネジメントの充実	128	<p>① 利用者本人の生活機能の向上に対する意欲を高め、利用者の自立支援に結びつく適切な介護予防プランになるよう、ケアマネジメント研修や、プランチェックを行い、必要に応じて指導・助言を行う。</p> <p>② 利用者がどのようになりたいかという目標を設定し、目標指向型のプランによる、生活の質の向上を図る。</p> <p>③ 利用者本人の生活機能の低下の原因や状態にも着目しながら、高齢者生活支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う。</p>	<p>①②③ケアプランチェックを実施し、必要に応じて指導・助言を行った。</p> <p>27年度は27事業所 74件のケアプランチェックを実施。</p> <p>③2月に、高齢者生活支援センター事務調査において、介護予防ケアプランチェックを実施した。</p>	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

基本目標 4		介護サービスの充実による安心基盤づくり			
施策の展開方向 4-1		介護給付適正化の推進強化			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 介護保険制度に関する情報については、市民向けパンフレットや市ホームページで周知するとともに、自治会、老人クラブ、民生児童委員、高齢者生活支援センター、市内居宅介護支援事業所、市職員が参加する地域での会議においても周知を行っている。ケアマネジャーへの支援は、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等のほか、スキルアップのための研修や助言・指導を継続的に実施している。不正・不適正なサービス提供の把握については、利用者に介護給付費の通知を送付し、事業者には、ケアプランチェックや実地指導、県と合同監査を行っている。</p> <p>(課題) 超高齢社会を見据えた情報提供のありかたについて検討し、高齢者や家族に必要な情報が適切に届くよう、情報提供を充実するとともに、市民のサービスの選択性を確保することが重要。今後も広い観点から介護給付の適正化を推進し、介護保険制度への市民の信頼をより一層高めていくことが求められる。</p>	A 介護保険制度と相談窓口の周知	129	① 市の広報紙やパンフレットの活用など、多様な方法による介護保険制度と高齢者生活支援センターや市担当課等の相談窓口の継続的な周知に取り組む。 ② 高齢者生活支援センターの存在を誰もが知る事ができるよう、地域の掲示板、医療機関、薬局、商店等の生活に身近な場所でポスターの掲示等を行うとともに、幅広い関係機関や団体等との連携による効果的な周知を行う。	①広報紙、ホームページ、パンフレット等による周知を実施。「あしやの高齢者福祉と介護保険 27年度版」を作成 4,000部 関係機関各所における周知を実施。 5月広報臨時号 41,000部 配布施設 65箇所 9月広報臨時号 41,000部 配布施設 65箇所 ②各高齢者生活支援センターで、出前講座実施時や地域イベントへの参加時に相談窓口の周知を実施。	B
	B 介護保険サービス事業者における第三者評価等の情報公開の充実	130	① 介護サービス事業者が実施した事業の自己評価や第三者評価の結果及びその他の情報を、市民がサービス利用時に活用できる仕組みについて、関係機関と連携しながら検討。	①受審が義務付けられている地域密着型サービス事業者については、受審ができています。評価内容については、兵庫県のウェブページで確認できる。その他の介護サービス事業者に対しては、県との合同監査や集団指導の際に、引き続き受審の勧奨を行っていく。	B
	C ケアマネジャーへの支援の強化	130 ④⇒資料P.6	① ケアマネジャーのスキルアップを目的とした研修を継続実施。 ② 居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーが、事業所内等のケアマネジャーへの助言・指導を担えるよう芦屋市ケアマネジャー友の会と連携し取り組む。 ③ 研修実施後のアンケート調査等を活用して、更にスキルアップが必要な分野の分析を行い、研修メニューの充実を図る。 ④ 支援困難事例などへの支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等を実施。	①②ケアマネジャーのスキルアップを目的とした研修を実施。15回実施し、延べ502人参加。 ③研修実施後のアンケートを実施。次の研修企画・運営のため活用している。 ④各高齢者生活支援センターでは、ケアマネジャーへのサポートを実施。相談実人数69人、相談対応延べ件数125件	B
	D 不正・不適正なサービス提供の把握	130	① 市によるケアプランチェックや介護給付費の通知、実地指導等を通じて、不正・不適正なサービス提供の把握に努める。 ② 国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用による重複請求縦覧点検や、医療情報との突合、住宅改修の実地確認など、より広い観点から介護給付の適正化を推進。	①27年度ケアプランチェック実施実績 27事業所 74件、介護給付費通知は7月、3月に通知 ②介護給付適正化システムの活用による縦覧点検86件、医療情報突合点検21件を依頼し、52件の過誤申立に至った。	B
施策の展開方向 4-2		要介護認定の適正化の推進			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 要介護認定の適正化を推進する観点から、市による直接実施体制を強化し、認定者の増加に対応するための体制を整えてきた。</p> <p>(課題) 適正な手順に即した審査判定を行うため、介護認定審査会の平準化を図り、要介護認定の適正化に向けた取り組みを継続していく必要がある。</p>	A 認定調査体制の充実	132	① 市による認定調査の直接実施体制を継続するために、要介護等認定者の増加に応じた認定調査員の確保を図る。 ② 各調査員が同じ視点に立ち、同様の判断基準で調査が行えるよう、研修や指導の充実を図る。 ③ 支援や介護を必要とするかたが、その状態を的確に調査員に伝えられるよう、今後もご家族等の同席者の積極的な関与を求める。 ④ 認知症や障がいのあるかたなどに配慮したコミュニケーションの支援を図る。	①市調査員9名。27年度認定調査総件数5,481件、うち市調査員実施件数4,797件(87.5パーセント) ③継続実施 ②、④7月の認定調査員研修に職員3名、8月の認定調査員能力向上研修会に3名、1月の認定調査員研修に2名参加した。参加後は研修資料による内容の共有を図った。	B
	B 介護認定審査体制の充実	132	① 公平・公正で、正確な介護認定となるよう、介護認定審査会委員の研修の充実を図る。 ② 介護認定審査会合議体長会議や介護認定審査会全体会を開催し、適正な手順に即した審査判定の確認や、合議体別の認定結果の比較による審査会の平準化を図る。	①②4月に全体会を開催し、委員21名、職員6名に対して、介護認定審査会委員テキストに基づく研修を実施した。また、12月の介護認定審査会委員研修に職員3名、委員4名、介護認定審査会運営適正化研修に職員1名参加し、研修資料による内容の共有を図った。	B
	C 介護認定審査会事務局体制の充実	132	① 認定業務のスムーズな運営と公正・公平で正確な介護認定審査会の運営を図るため、審査会運営の手順や方法の統一化を図る。	①4月に委員21名、職員6名に対して、介護認定審査会委員テキストに基づく研修を実施した。7月には認定調査員研修に職員3名参加、8月の認定調査員能力向上研修会には職員3名参加。事務局員間で情報共有、手順等の再確認を行っている。また、12月の介護認定審査会委員研修に職員3名、委員4名、介護認定審査会運営適正化研修に職員1名参加。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 4-3		介護サービス事業者の質の向上に向けた取り組みと監査体制の確立			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 介護サービスの質の向上を図るため、地域密着型サービスについて、全事業所に対して指導監査を実施し、兵庫県が権限を持つ事業所に対しても合同で実施している。 相談員派遣事業を行い、問題の改善や介護サービスの質の向上を図っている。	A 情報提供、広聴の充実	133	① 介護保険制度の内容について、広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組む。 ② サービス利用者の満足度の把握や、介護サービス事業者に対する意見などを把握する広聴の機会を確保するよう努める。 ③ 広聴等で集約された意見等を関係機関に還元し、質の向上につなげる。	①ケーブルTVでの放映、パンフレット、広報紙、出前講座を通じての周知に努めた。 「あしやの高齢者福祉と介護保険 27年度版」を作成 4,000部 関係機関各所における周知を実施。5月広報臨時号(高齢介護特集号)41,000部 配布施設 65箇所,9月広報臨時号(高齢者福祉特集号)41,000部 配布施設 65箇所,出前講座9回開催。 ②③平成28年度にアンケートを実施し、意見等を把握する予定。	B
(課題) 高齢者生活支援センターなどの相談窓口の周知や必要な情報の提供を今後も継続するとともに、介護相談員派遣事業等、苦情相談の適正な対応、監査指導等の実施等による介護サービスの質の向上を図る必要がある。	B 苦情への適切な対応の充実	134	① 相談窓口における丁寧な対応はもとより、対応方法の共通化や連携を図るためのマニュアル等の充実に努める。 ② 苦情や意見が保険者や介護サービス事業者を育てるという意識のもと、苦情内容を可能な範囲で介護サービス事業者に還元し、サービスの質の向上に繋げる。	①②苦情を受け付けた場合、苦情内容・対応については相談記録により情報共有を図り、特段の申し出がない限り、事業所へ直接連絡し、事実確認を行い、事業所から対応の結果報告を義務付けている。27年度苦情相談件数22件	B
	C 高齢者施設への相談員の派遣	134	①介護サービス利用者の疑問や不安の解消と介護サービスの質の確保や向上を図るため、介護相談員派遣事業を継続実施。	①権利擁護支援者養成研修に介護相談員養成のカリキュラムを組み込んで介護相談員を養成し、介護施設への派遣を実施。介護相談員、施設担当者、市の3者間の意見交換・情報共有を目的とする会議を3回/年実施した。	B
	D 監査指導の実施	134	① 地域密着型サービス事業所の適切な運営を図るため、定期的に監査指導を実施。 ② 第6期介護保険事業計画期間内に地域密着型サービスに新たに位置付けられる「地域密着型通所介護」の適切な運営を図るため、監査指導を実施。	①監査・実地指導を10事業所に対して実施した。 ②小規模通所介護については、平成28年度から地域密着型サービスに移行される。	B
施策の展開方向 4-4		低所得者への配慮			
現状と課題	施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
(現状) 高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあり、大幅な所得の減少のあった方、恒常的な低所得者、災害で損害を被った方に対して、保険料の減免や納付相談を実施している。	A 介護保険料の軽減及び減免等の制度周知	135	① 広報紙、パンフレット、出前講座のほか、ホームページ、ケーブルテレビの活用など、多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組む。	①広報紙で、例年5月に発行している減免・軽減特集臨時号において、各種軽減制度の内容を掲載しているほか、保険料決定通知を送付する際に、減免制度の内容を記載した保険料のリーフレットを同封している。また、保険料の納付相談の際に、減免に該当すると思われる方には、制度の案内をする等、情報提供に努めている。	B
(課題) 保険料の減免・軽減制度について、今後も周知し、利用の普及に努め、低所得者への配慮を継続していく必要がある。	B 介護保険料の軽減及び減免	135	① 平成27年度からの介護保険法改正に基づき、低所得者(第1段階から第3段階)の軽減強化を実施する。 ② 介護保険法に基づき、災害等による一時的で大幅な所得の減少に対して、介護保険料の減免または猶予を実施する。 ③ 恒常的な低所得者の保険料の減免について、他の軽減制度との均衡を図りながら継続実施する。	①は、当初第1段階から第3段階までを軽減対象としていたものから、第1段階のみを対象とし、軽減率も圧縮した内容に変更されたが、その内容に基づき適切に実施している。 ②、③についても該当する方に対して、減免及び納付相談を実施している。	B
	C サービス利用料の軽減	135	① 負担限度額認定による利用者負担の軽減 介護保険施設を利用した際の居住費(滞在費)・食費について、負担限度額を設定し、収入等に応じた軽減を行う。 ② 社会福祉法人による利用者負担の軽減 住民税が世帯非課税であり、特に生計が困難な方を対象に、社会福祉法人が提供するサービスの利用料の軽減を行う。 ③ 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減 住民税が世帯課税の高齢者夫婦世帯において、配偶者がユニット型個室等の施設に入所し、在宅者の生活が困難となる場合に、利用料の軽減を行う。 ④ 旧措置入所者の負担軽減 介護保険法の施行以前から、措置制度により、施設入所されていたかたに、措置制度時の負担水準を超えないよう、利用料の軽減を行う。 ⑤ 境界層措置 介護保険上の利用者負担の軽減をすれば生活保護受給に至らない場合に、より低い基準を適用し、利用料等の軽減を行う。	①平成27年度から制度改正により認定要件が追加されたが、申請者に変更点を説明した上で軽減を実施している。 ②～⑤までのサービス利用料軽減の各制度について、利用者からの申請に基づき軽減を実施している。	B

第7次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について(平成27年度)

【評価基準】A:課題達成, B:予定通り進行中, C:予定より遅れているまたはほとんど進んでいない

施策の展開方向 4-5		介護保険サービスによる介護給付				
現状と課題		施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 介護給付では、訪問介護、福祉用具貸与の利用が多くみられ、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の利用が伸びている。</p> <p>(課題) 医療系サービスの増加傾向に伴い、医療と介護等、関係機関の連携を図る必要がある。</p>		A 医療系サービスとの連携	139	① ケアマネジャーに、研修等を通じて介護サービス内容の周知を行い、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービス等医療系サービスとの連携を図る。	①定期巡回・随時対応サービス事業所は現在1か所。ケアマネジャーの間にも、サービス内容の周知がされ、サービスを必要とする利用者への適切な利用が広がり、利用者数も増えている。(3月末利用者数23名)	B
施策の展開方向 4-5		・施設サービス				
<p>(現状) 高齢者の安心を支えるサービスを提供する、サービス付き高齢者向け住宅を整備したものの、介護老人福祉施設の待機者数は多い。</p> <p>(課題) 施設整備による入所待機者の解消並びに重度の要介護高齢者や認知症高齢者を在宅で支えるための居宅サービスの基盤整備が必要。</p>		A 施設サービスの提供と重度の要介護高齢者等の在宅生活を支えるためのサービス基盤の整備	140	① 施設サービスの提供を継続して行い、介護老人福祉施設や要介護高齢者等の在宅生活を支えるための居宅サービス基盤を整備。	①施設サービスの提供及び重度の要介護高齢者や認知症高齢者を在宅で支えるための居宅サービスの提供を継続実施するとともに、地域密着型サービスの基盤整備については、介護保険事業計画の目標整備数に基づき準備を進めていく。	B
		B 施設サービスを中重度要介護者へ重点化	140	① 特別養護老人ホームの中重度要介護者への重点化が適切に実施されるようチェック体制等を構築し、運用。	①平成27年度より改正された兵庫県介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアルに基づいた適正な入所判定を実施。	B
施策の展開方向 4-6		地域密着型サービスの充実				
現状と課題		施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 地域密着型サービス事業所の基盤整備を実施している。また、地域密着型サービス事業所の指定及び適正な運営を確保するために「芦屋市地域密着サービス運営委員会」を定期的に開催しており、市による監査指導も強化している。</p> <p>(課題) 施設サービスの中重度要介護者への重点化に伴い、医療的側面から在宅介護が困難であった高齢者を在宅で支えるためのサービス等地域密着型サービスの基盤整備が必要である。また、継続した監査指導や「地域密着型サービス運営委員会」の開催も継続して実施している必要がある。</p>		A 地域密着型サービスの基盤整備	146	① サービス提供基盤を確保するために、介護サービス事業者の選定基準や介護報酬の設定について検討。 ② 介護老人福祉施設入所希望者数の増加を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設の基盤整備を行う。 ③ 在宅生活の支援を強化するために、(介護予防)小規模多機能型居宅介護や日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行なう定期巡回型訪問介護看護サービスの基盤整備を行う。 ④ 医療ニーズの高い要介護高齢者への支援を充実するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせる提供。 ⑤ 第6期介護保険事業計画期間内に地域密着型サービスに位置付けられる「地域密着型通所介護」の指定権限の移譲に対応。	①地域密着型サービス運営委員会を定期的に開催し、引き続き検討していく。 ②③介護保険事業計画の目標整備数に基づいた基盤整備のための準備を実施。 ④医療ニーズの高い要介護高齢者への支援を充実するため複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせる提供。 ⑤3月までに県からの引継ぎが行われ、権限移譲に伴う事務処理等について、小規模通所介護事業者に対し説明会を実施した。28年4月1日付けで15事業所が地域密着型通所介護事業所へ移行。	B
		B 市営住宅等大規模集約事業の予定地における福祉施設の検討	147	① 平成30年4月完成予定の市営住宅等大規模集約事業の予定地(高浜町)に地域密着型サービス(定期巡回随時対応型訪問介護看護等)を含めた福祉施設の設置について検討。	①平成30年2月末の完成を目指し、建設から運営まで一体的に行う事業者の選定に向けて、附属機関を設置し、外部の有識者等の意見を踏まえた上で当該施設における必須機能を決定し、募集要項を作成する。28年2月1日から3月31日まで募集を受け付けた。	B
		C 地域密着型サービスの適切な運営を図るための方策	147	① 市民や学識経験者等の幅広い意見を取り入れ、地域密着型サービス事業者の指定及び適正な運営を確保するために、定期的に「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」を開催。 ② 質の高いサービス提供を目指して、市による監査指導を強化。	①平成27年6月、10月、平成28年3月に地域密着型サービス運営委員会を開催。新規開設事業所の指定及び事業所への監査・実地指導の報告等を行う。 ②監査・実地指導を年度内に7回実施し、事業所に対して助言・指導を行った。	B
施策の展開方向 4-7		特別給付の実施				
現状と課題		施策の方向	計画書頁数	施策の内容	進捗状況	達成割合
<p>(現状) 高齢者本人または介護者の緊急時の対応として、「緊急一時保護事業」を実施。</p> <p>(課題) 市民やケアマネジャーへの事業内容の周知や手続の簡素化、介護サービス事業者等への協力要請に取り組んでいく。</p>		A 緊急一時保護事業の実施	148	① 虐待防止や高齢者の権利擁護の観点から、緊急一時保護事業を特別給付として継続実施。 ② 緊急時に本事業を速やかに利用できるよう、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知、手続きの簡素化を図る。施設を確実に確保できるよう、介護サービス事業者等への協力要請。		B